

牛海綿状脳症の疑似患畜の見直しについて

1 我が国における疑似患畜の取扱い

国内でBSEが発生した場合の措置については、OIEのBSEコードを参照し、牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月29日公表。以下「指針」という。）で規定している。

2 OIEにおける検討経緯

- (1) OIEのBSEアドホック委員会（平成18年1月）により、BSE発生時に処分が必要な牛の範囲が検討され、次のような結論がされた。

BSEコード／サポーティングドキュメント（2.3.13.1,1b）より抜粋

実験的根拠及び疫学的根拠のいずれも、雌雄生殖器がBSE病原体の伝達リスク要素であると示していない。

- (2) この結論を受けて、OIEコード委員会（平成18年3月）により、雌の患畜から誕生した動物が必ずしもBSEに暴露されているとは限らず、一般的な牛群より高いリスクを有するとは考えられないとされた。

3 OIEコードの改正及び疑似患畜の範囲の見直し

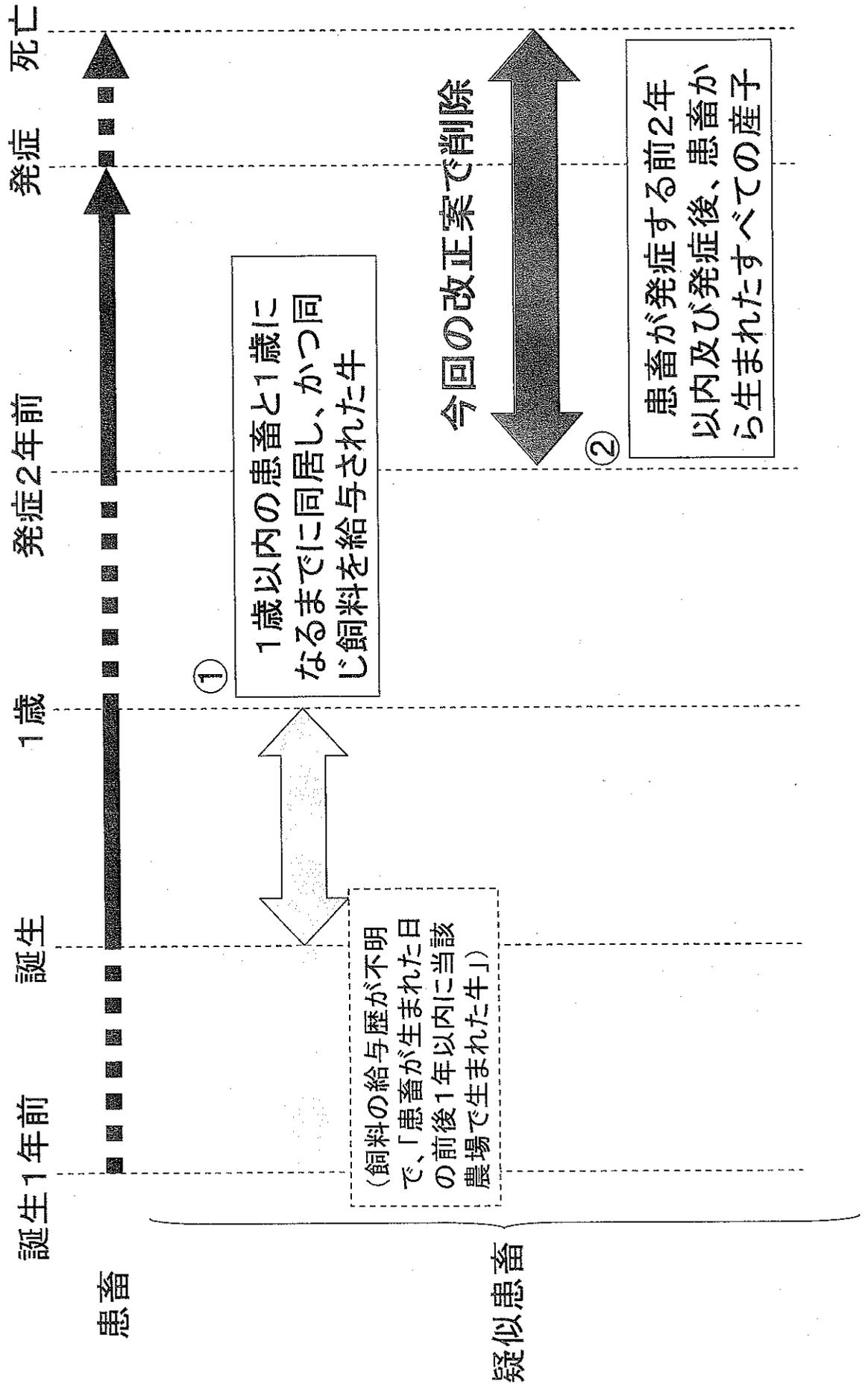
このような検討を踏まえて、18年5月に開催された第74回OIE総会において、このBSEコードが改正された。

OIEコード改正点（下線部を削除）	
<p>「無視できるBSEリスクの国」、「管理すべきBSEリスクの国」が満たすべき条件</p>	<p>BSE発生時に処分が必要な牛の範囲</p> <p>ア すべてのBSE感染牛</p> <p>イ（ア）<u>BSE臨床症状発病前2年以内又は発病後にBSE感染雌牛から生まれたすべての産子</u></p> <p>（イ）生後1年の間に、生後1年までのBSE感染牛とともに飼育され、かつ、調査により当該期間に同じ汚染した可能性のある飼料を摂取したことが示されたすべての牛</p> <p>（ウ）調査の結果が得られない場合は、感染牛と同じ群において、感染牛が生まれた前後12ヶ月の間に生まれたすべての牛</p>

OIEでの見直しを受け、指針の疑似患畜の範囲の見直しについて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会（平成19年12月14日）で検討いただき、患畜の産子については、トレーサビリティ制度の活用等により追跡することを条件に、疑似患畜の範囲から除外することで差し支えないとされた。

これを受け、防疫指針の変更案について、パブリックコメント（2月13日～3月13日）を行ったところであるが、特段の意見は寄せられなかったことから、今回、当部会において、変更案を検討いただく。

BSE疑似患畜の範囲



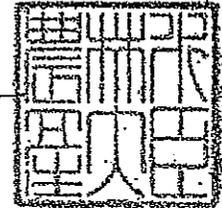


18消安第3384号

平成18年6月23日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 中川 昭一



諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第3項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月29日公表）
の変更について

(案)

番 号

年 月 日

農林水産大臣 若林 正俊 あて

食料・農業・農村政策審議会

会長 林 良博

「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」の変更について（答申）

平成18年6月23日付け18消安第3384号をもって諮問のあった標記については、下記のとおり答申する。

記

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第1項の規定に基づく「特定家畜伝染病防疫指針」について、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月29日農林水産大臣公表）」の変更については、患者が発病する前24ヶ月以内又は発病した後に当該家畜から生まれた子牛については、トレーサビリティ制度の活用等により追跡することを条件に、別添のとおりとすることが適当である。

○牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月29日公表）の一部変更新旧対照表

※ 下線部分は現行指針からの変更部分

変	更	案
<p>第2 防疫措置 2 発生時の対応 (1) 患畜、疑似患畜の範囲 ア 患畜 1の(5)のイの検査により本病と確定診断された牛又はと畜検査の結果、本病と確定診断された牛。なお、と畜検査により確定診断された牛については、法第58条に規定する手当金の対象にはならない。 イ 疑似患畜 (ア) 患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛で次に掲げるもの。 a 12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、患畜と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与歴についての調査結果が得られない場合は、患畜の生まれた農場（牛群）において、患畜が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛。 b 患畜が発病する前24か月以内及び当該患畜が発病した後に患畜から生まれた産子。 (イ) 1の(5)のイの検査の結果又はと畜検査の結果、陽性とも陰性とも確定診断することができない牛。</p> <p>(2) 患畜等発生農場における措置 ア (略) イ 殺処分等 (ア) (イ) (略) (ウ) 家畜防疫員は、(1)のイの(ア)のa及びbに準じて当該場合、(1)のイの(ア)のa及びbに準じて当該疑似患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される牛について、(イ)に準じた措置を講ずる。</p>	<p>第2 防疫措置 2 発生時の対応 (1) 患畜、疑似患畜の範囲 ア 患畜 1の(5)のイの検査により本病と確定診断された牛又はと畜検査の結果、本病と確定診断された牛。なお、と畜検査により確定診断された牛については、法第58条に規定する手当金の対象にはならない。 イ 疑似患畜 (ア) 患畜と疫学的な関連性が高いと判断される牛で次に掲げるもの。 a 12か月齢になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、かつ、患畜と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与歴についての調査結果が得られない場合は、患畜の生まれた農場（牛群）において、患畜が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛。 b 患畜が発病する前24か月以内及び当該患畜が発病した後に患畜から生まれた産子。 (イ) 1の(5)のイの検査の結果又はと畜検査の結果、陽性とも陰性とも確定診断することができない牛。</p> <p>(2) 患畜等発生農場における措置 ア (略) イ 殺処分等 (ア) (イ) (略) (ウ) 家畜防疫員は、(1)のイの(イ)の疑似患畜を発見した場合は、(1)のイの(ア)のa及びbに準じて当該疑似患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される牛について、(イ)に準じた措置を講ずる。</p>	<p>現 行</p>

牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防およびまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について
 (衛生16年11月29日付け16消安第6226号)の一部変更新旧対照表

改正案		現行	
牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防およびまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について		牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防およびまん延防止措置の実施にあたっての留意事項について	
(略)		(略)	
○チェックリスト		○チェックリスト	
区分	調査項目	内容	収集確認すべき資料
生産農場	飼養状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛：飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子牛の状況）、疾病と治療記録 他家畜（豚、鶏等）の飼養の確認 同居牛：飼養頭数、牛舎及び周辺の見取り図 当該牛の母牛：飼養確認、出生から現在までの飼養管理状況、産歴（子牛の状況）、疾病と治療記録 	<ul style="list-style-type: none"> 血統書 結核病等検査名簿 診療簿 AI(ET)記録
	給与飼料	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛への肉骨粉等動物性蛋白質飼料の給与の有無 当該牛に給与したすべての飼料（配合飼料、粗飼料、補助飼料、医薬品等）のリストアップと製造メーカーの確認 豚、鶏用飼料の取扱い 母牛に給与したすべての飼料のリストアップと製造メーカーの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票 飼料給与記録
	同居牛等	<ul style="list-style-type: none"> 同居牛の臨床検査 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における同居牛のリストアップ 当該牛が当該農場で飼養されていた期間において、移動した同居牛の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 市場記録 家畜商記録 診療簿

	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における死亡、廃用した同居牛のリストアップ 当該牛が当該農場で生産された2年前までに当該農場で生産された牛のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 預託記録 (入牧記録)
預託状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛の他農場や公共牧場への預託状況 	<ul style="list-style-type: none"> 診療簿 自衛防記録
動物性医薬品等の使用	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛に投与したすべての医薬品のリストアップ (ワクチン含む) 母牛に投与したすべての医薬品のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 診療簿 自衛防記録
施肥状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票
その他	<ul style="list-style-type: none"> 給水の種類 周辺の環境 (河川、化製場、放牧地の状況) ペットの飼養及びペット用フードの取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票
預託農場	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛の預託期間 預託先における飼料給与状況 公共牧場における施肥状況 	<ul style="list-style-type: none"> 預託記録 (入牧記録)
対象農場	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛を生産した農場の飼養管理内容を検証するため、コントロールとして周辺で当該農場と同様の飼養形態の農場を選定 (最低2〜3戸)、調査対象期間は、当該牛が飼養されていた期間とし、飼料、医薬品等を調査し、発生農場と比較する。 	

※DNA鑑定、登録書 (鼻紋等)、共済 No.、個体識別番号等により個体を取り違えないよう確認すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間における死亡、廃用した同居牛のリストアップ 当該牛が当該農場で生産された2年前までに当該農場で生産された牛のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 預託記録 (入牧記録)
預託状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛の他農場や公共牧場への預託状況 	<ul style="list-style-type: none"> 診療簿 自衛防記録
動物性医薬品等の使用	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛に投与したすべての医薬品のリストアップ (ワクチン含む) 母牛に投与したすべての医薬品のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 診療簿 自衛防記録
施肥状況	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛が当該農場で飼養されていた期間に使用した肥料のリストアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票
その他	<ul style="list-style-type: none"> 給水の種類 周辺の環境 (河川、化製場、放牧地の状況) ペットの飼養及びペット用フードの取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 購入伝票
預託農場	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛の預託期間 預託先における飼料給与状況 公共牧場における施肥状況 	<ul style="list-style-type: none"> 預託記録 (入牧記録)
対象農場	<ul style="list-style-type: none"> 当該牛を生産した農場の飼養管理内容を検証するため、コントロールとして周辺で当該農場と同様の飼養形態の農場を選定 (最低2〜3戸)、調査対象期間は、当該牛が飼養されていた期間とし、飼料、医薬品等を調査し、発生農場と比較する。 	

※DNA鑑定、登録書 (鼻紋等)、共済 No.、個体識別番号等により個体を取り違えないよう確認すること。
 2. 患者が発病する前2.4か月以内及び当該患者が発病した後に患者から生まれた産子については、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年6月11日法律第72号) 第3条に規定する牛個体識別台帳等を活用し、引き続き移動等の情報を把握し、死亡又はと畜された時はBSE検査結果等の情報を収集し、動物衛生課に報告すること。